

甲浦小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。ゆえに本校では、すべての児童の尊厳を保持し、児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）の対策を推進する。

(基本方針)

- ・ いじめは「どの学校・学級にでも起こりうる」「どの子供も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童に学校の内外を問わずいじめを「しない」「させない」「許さない」等の態度を身に付けさせる。
- ・ 学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処する。また、家庭、地域社会、関係諸機関との連携を大切にする。

2 いじめ防止等のための取組

(1) 教職員の取組

- ①いじめ防止等に関する研修を年間計画に位置づけ、資質向上を図る。
 - ②日常的にいじめ問題にふれ「いじめは人間として絶対に許されない」ということを、児童一人一人の心に深く刻み込む指導を行う。（人権教育・道徳教育との関連を図る）
 - ③学級経営力を高める。
 - ・ ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保証された学級づくりに努める。
 - ・ 教師と子供、子供と子供の上に、心のつながりのある関係（リレーション）づくりに努める。（自己有用感、自己肯定感の育成）
 - ・ 望ましい人間関係を形成し、集団活動を通していじめを防止しようとする自主的・実践的な態度を育てる。
 - ・ 学級づくりアンケート（hyper-QU 等）を実施し、学級経営の改善に活用する。
- (5月、11月)
- ④分かりやすい授業づくりに努める。
 - ・ 仲間との関わりを通し、主体的に学びを高めることができる授業づくり
 - ・ 特別な支援が必要な児童に対するきめ細かな個別指導の実施
 - ・ 全教員は年間1回以上の研究授業を実施し、公開する。

(2) いじめ防止等のための組織とその活動

- ①いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を置く。

(生徒指導委員会と連携する)

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年主任 低・中・高の学年代表、特別支援学級代表、養護教諭 子ども相談主事

※必要に応じてPTAの代表者、学校医、主任児童委員、スクールカウンセラー、いじめ専門相談員（岡山市教育相談室）、教育関係機関等の参加を要請する。

＜開催＞

- ・会員の要請にて（事案発生時）随時開催する。
- ・月1回を定例会（生徒指導委員会が主導する）とする。

＜具体的な活動＞

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
- ・いじめ事案における情報の迅速な共有、関係児童への対応、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・家庭・地域、関係諸機関との連携

②その他

生徒指導委員会、人権教育推進委員会、特別支援教育推進委員会等と連携する。

（3）早期発見の在り方

①いじめアンケートの実施

- ・年間8回実施する。（1学期3回、2学期3回、3学期2回）

②児童全員を対象とする担任との教育相談の実施（教育相談週間の設置）

- ・年間2回実施する。（1学期6月、2学期11月）

③日常の観察

- ・休み時間や放課後の対話の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりし、アンテナを高く保つ。
- ・連絡会（週2回）等を活用し、全教職員が積極的に児童の情報交換、情報共有を行う。

④いじめ相談

- ・教師は「口が固い」「話しやすい」「全力で守る」の三原則をもって対応する。
- ・児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・必要に応じて中学校のスクールカウンセラー、岡山市教育相談室等と連携する。

3 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

（1）素早い事実確認と報告・連絡・相談（ほうれんそう）

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも速やかに報告する。
- ②児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、児童の安全には十分に配慮するとともに「いじめ問題対策委員会」に報告し組織調査で事実関係を明確にする。
- ③いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合で特に犯罪行為として取り扱われる場合は、教育委員会・警察署と相談し援助を求める。

（2）被害者への対応及びその保護者への支援

- ①安全を確保し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制を整える。
- ②保護者へ事実関係を伝え、連携を図る。
- ③必要に応じて心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー等）、市の教育相談室など関係諸機関の協力を得る。
- ④いじめが解決したと思われる場合でも、継続して支援を行う。

(3) 加害児童及びその保護者への対応

- ①教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得、連携して加害児童等への指導を行う。
- ③加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ④必要に応じて心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー等）、市の教育相談室など関係諸機関の協力を得る。
- ⑤必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、教育委員会と協議の上適切な措置をとる。

(4) 集団へのはたらきかけ

- ①いじめに気づいた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ②いじめの事実を告げることにはつらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- ③いじめは学級・学校全体の問題として捉え、児童が自主的に行ういじめ防止の活動を支援する。

(5) ネットいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ②校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者を含め、保幼中と連携して取り組む。

4 重大事態への対処

《重大事態の基準》

いじめにより、生命、心身又は財産に「重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時は次の対処を行う。

— 重大事案と想定されるケースと —

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

- ①重大事案が発生した旨を、岡山市教育委員会に速やかに報告する。
- ②岡山市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者及びいじめたとされた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤必要に応じて保護者説明会を開催する。